令和7年度

いじめ等対応マニュアル

上越市立柿崎小学校

未然防止・早期発見を第一に　　粘り強く丁寧に、組織的に対応しよう

「いじめ」及び「いじめ類似行為」とは

（いじめ及びいじめ類似行為を「いじめ等」とする）

「いじめ」とは、「本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「いじめ類似行為」とは、「本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、児童が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」をいう。

早期発見

①早期発見・防止への基本姿勢の共有及び児童をみとる日々の観察・声掛け（児童理解の会：週1回）
②いじめ見逃しゼロアンケートの実施 と教育相談の設定（月に1回）
③SOSポストの設置（毎日放課後ポスト内を確認、匿名でも受け付ける）
④スクールカウンセラー等との情報交換（学校訪問カウンセラー：毎週水曜日来校）
⑤家庭や地域との連携による いじめ等のサイン・兆候のキャッチ
⑥管理職や担当への報告・連絡・相談の徹底
⑦いじめ等に関する情報の記録

互いを思いやる心
教師との信頼関係
望ましい友達関係

未然防止

①充実した学校生活を実現する授業づくり・集団づくり　（学級経営の充実）
②「柿小よい子のせいかつ」を基本とした規範意識の育成　（新年度に共通理解）
③生活目標についての取組と「心のあゆみ」による振り返りの実施
④全教育活動を通した人権教育、同和教育、道徳教育の充実によるいじめ等を生まない人間関係づくり　（人権教育強調月間：11月）
⑤異学年交流活動等による思いやりの心や対人関係能力の育成　（海っ子班の活動）
⑥中学校区「ハッピーなかま集会」への参加によるいじめ等の問題に対する自主的な態度の育成
⑦ネット上のいじめや情報モラルに関わる児童への指導や保護者への啓発活動の促進
⑧小中連携による社会性の育成　（柿崎中学校区生徒指導委員会が中心）
⑨学校基本方針やいじめ等防止等に関する取組の地域、保護者への説明、紹介　（家庭や地域との連携）
⑩保護者への啓発（我が子の前で他児童の批判をするなど、いじめ等を誘発・助長する可能性があるような発言をしない等）
⑪教職員の資質向上のための研修を年複数回実施

いじめ等が起きた時の対応

いじめ等情報のキャッチ ― 学級担任・学年主任・養護教諭

まず、被害を訴えた子どもから話を聞き、心身に被害を受けてい

↓

報告・連絡 ― 生活指導主任

↓

教　頭

↓

方針決定 ― 校　長

いじめ等を受けた子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに市教委、警察に通報する。

校　長 / 教　頭（通報・速報）
生活指導主任 / 養護教諭（相談）
学年主任 / 学級担任
スクールカウンセラー ソーシャルワーカー

→ 警　察
→ 市教育委員会
→ 関係機関
・児童相談所
・JAST
・すこやかくらし包括センター

招集

「いじめ等・不登校・問題行動・虐待等対策委員会」設置
・いじめ等について事実確認をし、対応策を検討する。
・必要に応じて、繰り返し開催する。

↓

情報収集 ― **正確な実態把握**
・複数の職員で聴き取り、「生徒指導対応記録」（ほうれんそうシート）へ記録

被害児童への聴き取り
・守り抜く決意を伝える。
・心配や不安を取り除く。

加害児童への聴き取り
・聴き取りの初めは「いじめ」という言葉を用いずに中立的な立場で接する。

関係児童への聴き取り
・事実を話すことは友達を救う行為であることを伝える。

↓

事実確認 ― **聴取内容の照合確認**
・聴取記録を整理、集約、照合する。
・再聴取の判断、正確な事実の確認を行う。

↓

児童への指導・支援

被害児童への対応
・いじめ等を受けた子どもを保護し、守り抜く決意を伝える。
・心配や不安を取り除く。
・登下校、休み時間、放課後の時間等においても教職員の目の届く体制を整備する。

加害児童への対応
・相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う。
・いじめ等が人権を侵害する行為であり、「いじめ等は決して許されない」ことを強く指導する。
・状況に応じて、別室での学習を検討する。

いじめ等の罪について十分に理解させると共に、いじめ等を行った子も心理的・精神的に疎外された状況に置かれている可能性を視野に入れ、いじめ等を行った子どもの心に寄り添った指導を心がける。（当該児童の抱える問題にも目を向ける）

↓

いじめに関わる児童の保護者対応 ― **保護者との連携**
・状況に応じて、関係した子どもの保護者との話合いの機会を設定する。

＜被害児童保護者＞
・対応した当日に、事実を説明し見守りを依頼する。
・学校の対応（途中経過や今後の対応）を情報提供する。
・保護者とも面談は、必ず複数の教職員で対応する。
＜加害児童・関係児童保護者＞
・指導の経過と結果を、関係した子どもの保護者に伝える。

↓

継続支援 ― **いじめ等後の対応**
・いじめ等が解消したとみられても、関係した子ども達への指導や支援を、継続的に行う。
・カウンセラーの活用も含めた心のケアを行う。
・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級づくりを進めていく。
いじめ等の解消については、本人（周囲の児童からの情報）と保護者に確認した上でいじめ等の解消をいじめ等対策委員会で判断する。
・いじめ等の問題に関する資料は5年間保存し、小中連絡会や転学時の引き継ぎで、情報提供する際に活用する。

→ いじめ等・不登校・問題行動・虐待等対策委員会

当事者だけの問題にとどめず、学級・学年・学校全体の問題として考えさせる。いじめ等の傍観者からいじめ等を抑止する仲裁者への転換を促す。

いじめ等が「解消している状態」
少なくとも3か月以上心理的又は物理的な影響が止んでいる状態であること、いじめ等を受けた児童が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされていること。ただし、いじめ等の被害が重大な場合は、より長い期間を設定する。